

## I 平成 24 年度の主な動向

県では、平成 22 年 8 月に「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」（以下「第Ⅲ期計画」という。）を策定し、県と公社等外郭団体（以下「公社等」という。）がそれぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進に向け取り組んできました。

平成 24 年度は、東日本大震災の発生等により公社等を取り巻く状況が大きく変化したこと、また、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則」の改正により公社等の指定要件が一部変更されたことから、平成 24 年 8 月に第Ⅲ期計画の改訂を行い、団体の分類についても見直しました。

また、東日本大震災による影響も考慮しながら、「改善支援団体」については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「改革スケジュール」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めてきました（「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」を参照）。

平成 23 年 3 月に県議会「県出資団体等調査特別委員会」から団体の在り方や改革の方向性について提言が示された 6 団体※については、震災からの復旧・復興に向けた団体の役割等も考慮しながら、今後の在り方等について、それぞれ検討が続けられており、宮城県住宅供給公社では、平成 24 年 10 月に成立した特定調停を経て、抜本的な経営の見直しが行われました。

※ 宮城県土地開発公社，(社)宮城県農業公社，(社)宮城県林業公社，宮城県道路公社，仙台空港鉄道(株)，宮城県住宅供給公社

### ○平成 24 年度の主な動向

団体名	状況等
(財)七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	業務の性質及び財政面から、新公益法人制度への移行が困難であることから、解散（H24. 11. 16）
(社)宮城県漁業無線公社	東日本大震災による施設被害を受け業務継続が困難となり、他団体へ業務を引き継ぐこととなったことから、解散（H25. 3. 31）
(財)宮城県文化財保護協会	平成 14, 15 年度の団体の理事会において平成 24 年度末での解散が決定されていたことから、解散（H25. 3. 31）

## II 県の取組内容

### 1 経営評価の実施

県は、平成 24 年度指定の公社等 60 団体に対し、自立的経営の確立に向けて公社等が主体的に経営改善を進めていくため、公社等が自ら、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後の実績評価を行い、その結果報告に対して県が指導・助言を行う「経営目標・評価事業」を実施してきました。

また、第Ⅲ期計画では、経営改善が必要な公社等や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等を県の指導を重点化する改善支援団体として指定し、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士 3 人，中小企業診断士 1 人，経営士 1 人の計 5 人で構成）による調査審議の対象としました。平成 24 年度は、宮城県開発(株)，(公財)宮城県文化振興財団及び(株)テクノプラザみやぎの 3 団体について調査・審議を行い、経営評価委員会からいただいた各団体の経営改善に関する意見に基づき、県の所管部局（主務課）において指導・助言を行いました。

○ 経営評価委員会の意見

<p>宮城県開発(株)</p>	<p><b>【団体の役割等】</b></p> <p>同業他社にはない団体独自の事業の収益性を確立し、魅力ある企業づくりをしていくためのビジョンを確立していくことが望まれる。また、将来ビジョンの策定に当たっては、公益的な事業と株式会社として利益を追求していく事業を可能な限り分離し、別法人化することも検討すべきである。</p> <p><b>【収入確保等】</b></p> <p>株式会社としての採算性を向上させていくことが重要であり、事業ごとの経営管理を徹底していく必要がある。また、中長期的な需要動向の的確な把握に努め、事業分野、領域等活動内容の見直しや企業提携等も視野に入れながら、将来に向けた経営戦略を構築していくことも求められる。</p> <p>東日本大震災からの復興に向け、特に採石事業の売上増により財務体質は改善されてはいるが、復興需要が終了した後を見据え、収益性及び財務体質の改善に向けた継続的な取組が求められる。</p> <p>なお、退職給付引当金については、今後一定の期間内に引当不足額を解消する必要がある。</p> <p>現在の経営計画は借入金返済に重点が置かれているが、将来ビジョンを織り込んだ経営計画を策定し、株式会社として自立して存続していくための道筋を明確にしていくことが求められる。</p> <p><b>【県の関わり等】</b></p> <p>採石事業については、復興需要により大幅な収支改善が見込まれていることや建設資材の安定的な供給が求められている現状を踏まえると、事業分離を進めるうえでは好時期である。分社化等も含めた事業譲渡についても併せて検討を進めるべきである。</p> <p>採石事業は民間と競合する分野であり、県の出資団体が営む事業として適切であるか検証の上、出資金の返還や譲渡を検討すべきである。</p> <p>また、団体役員に県職員が就任しているが、人的な関与についても解消を図り、団体の自立的な運営を促進していくべきである。</p>
<p>(公財)宮城県文化振興財団</p>	<p><b>【団体の役割等】</b></p> <p>団体の事業は、指定管理者業務に抱合されることなく、公益財団法人として本来の役割について改めて検証し、地域文化の振興に向けた独自の取組を図りたい。</p> <p>団体本来の役割である地域文化の振興のため、団体のノウハウやネットワークを活用し、事業の一層の充実を図るとともに、それぞれの事業の入場者数を増加させるような演目の企画や集客に向けた積極的な取組などの改善を図ること。</p> <p><b>【収入確保等】</b></p> <p>団体の事業目的の達成のために、将来にわたって基本財産を維持・管理するとともに、各事業の収益力向上と基本財産の堅実な運用による財務内容の改善を推進していくこと。</p> <p>基本財産の運用にあたっては、運用に関する規程等マニュアルを整備し、リスクの分散を図ること。</p> <p><b>【県の関わり等】</b></p> <p>本県の地域文化の振興を推進していくためには、当団体を中心として、各市町村や関係団体との連携強化を継続的に図っていくことが求められる。従って、当団体に対しては、県の施策との関わりの中かで、今後、期待される役割を明確に示していくとともに、適切な指導・助言を行っていくこと。</p>

<p>(株)テクノプラザみやぎ</p>	<p><b>【団体の役割等】</b></p> <p>中小企業・ベンチャー企業の研究開発・技術開発といった団体の使命を果たしていくため、従来の経営のあり方を再検討するとともに、公益性を念頭に置いた将来の経営ビジョンを明確化すること。</p> <p>地域企業や起業家に対する支援内容を充実させ、法人としての目的や役割をより高いレベルで果たしていくためには、人材確保・育成も含めて、組織・運営体制を強化していくことが望まれる。</p> <p><b>【収入確保等】</b></p> <p>収益の確保に当たっては、できる限り基本財産の運用益に依存せず、営業利益で採算が確保されるよう経営努力を進めていくことが望ましい。</p> <p>出資金の運用益については、地域企業の発展に向けて活用されるよう収益改善に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、法人が有する経営資源の有効活用に向けた方策については、今後も継続して検討していくことが求められる。</p> <p><b>【県の関わり等】</b></p> <p>当団体は、営利法人としての株式会社ではあるが、県が大口出資者であり、事業の公益性を確保していく必要性は高いと考える。</p> <p>県は、研究型企业やベンチャー企業の育成において、当該法人がその役割を果たしていけるよう、法人とも相談しながら必要な指導・支援を行っていく必要がある。</p>
---------------------	---

## 2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。平成 24 年度の実績額は、10,745,419 千円で、平成 23 年度実績対比で 48.0%、平成 24 年度計画対比で 95.7%となっています。

○ 県の財政的関与額

(単位：千円)

	平成 23 年度 実績	平成 24 年度 計画	平成 24 年度 実績	H24 実績 ／H23 実績	H24 実績 ／H24 計画
委託金	8,519,396	7,130,447	7,174,630	84.2%	100.6%
補助金	13,679,628	3,933,155	3,386,217	24.8%	86.1%
負担金	179,442	162,722	184,572	102.9%	113.4%
合計	22,378,466	11,226,324	10,745,419	48.0%	95.7%

(平成 24 年度公社等外郭団体 57 団体を集計)

## 3 委託の在り方の見直し

平成 18 年度から本格的に導入された指定管理者制度による公の施設の管理者募集は、「指定管理者制度運用指針（平成 20 年 7 月 9 日制定）」に基づき、原則として公募することとしています。平成 25 年 3 月 31 日現在では、公社等が指定管理者となっている 16 施設のうち、12 施設が公募によるものであり、非公募は 4 施設となっています。

【参考：県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体】（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	団体名	施設名称
公 募	(公財)宮城県文化振興財団	○東京エレクトロンホール宮城（県民会館）※
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○介護研修センター ○援護寮 ○啓佑学園 ○第二啓佑学園 ○船形コロニー ○セツ森希望の家
	(財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター※
	(財)宮城県スポーツ振興財団	○宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場を除く）※ ○宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く）※ ○宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る）(2施設)※
非 公 募	(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○慶長使節船ミュージアム
	(社)宮城県農業公社	○岩出山牧場
	(財)宮城県下水道公社	○仙塩流域下水道

※ 共同企業体による管理

#### 4 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小

知事等が恒常的に団体の代表者に就任する充て職は、経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、原則廃止することとしています。

平成 24 年度は、(財)宮城県水産公社が代表者への充て職を廃止しており、平成 25 年 3 月 31 日現在で代表者等への充て職を実施している団体は、前年度から 1 団体減の 4 団体となっています。

○ 代表者等への充て職を行っている団体（平成 25 年 3 月 31 日現在）

【理事等の互選により代表者に就任している団体】
・(財)東北自治研修所《理事長：総務部長》
・(公社)宮城県観光連盟《会長：知事》
・(株)仙台港貿易促進センター《会長：知事》
・(社)宮城県国際経済振興協会《理事長：知事》

#### 5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）」に基づく平成 25 年 3 月 31 日現在の公社等への県職員の派遣状況は、団体数は前年同様 9 団体、派遣人数は前年に比べ 1 人増の 16 人となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日	増減
団体数	9 団体	9 団体	なし
派遣人数	15 人	16 人	1 人

○ 団体名と派遣人数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
(財)東北自治研修所	1 人	(社)宮城県林業公社	1 人
(公財)慶長遣欧使節船協会	1 人	宮城県道路公社	1 人
(公財)みやぎ産業振興機構	4 人	仙台空港鉄道(株)	1 人
(社)宮城県国際経済振興協会	2 人	(公財)宮城県体育協会	3 人
(社)宮城県農業公社	2 人		

## 6 県退職者の再就職の適正化

県では、県退職者の再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に、平成 15 年に「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を毎年度公表しています。

平成 24 年度に知事部局を本庁課長級（相当職を含む。）以上で退職した職員の平成 25 年 6 月 30 日までの再就職状況については、平成 25 年 7 月 19 日に公表しましたが、公社等への再就職者は 19 人で、うち常勤役員 7 人、常勤職員 12 人となっています（役員兼職員の場合は役員に分類）。

## 7 新公益法人制度等による見直しへの支援

平成 20 年 12 月の新公益法人制度施行に伴い、従来の公益法人については、平成 25 年 11 月末までに内閣府又は県に申請の上、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けるか、若しくは一般社団法人又は一般財団法人の認可を受けることが必要となっており、対象となる 36 団体中、平成 25 年 3 月 31 日現在で 32 団体が新法人制度への移行手続を終えています。

○ 公益法人又は一般法人への移行手続きを終了していない団体（平成 25 年 3 月 31 日現在）

団体名	今後の予定
(財)宮城県地域医療情報センター	一般財団法人へ移行
(財)宮城県腎臓協会	公益財団法人へ移行
(財)石巻湾漁業振興基金	移行せず（解散）
(財)仙台湾漁業振興基金	移行せず（解散）

### Ⅲ 公社等の取組内容

#### 1 経営評価の実施

公社等は、平成 24 年度の経営状況について団体改革計画表に基づく自己評価を行い、改善支援団体に分類された公社等にあつては、具体的な取組について改革スケジュールを作成しました（各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」を参照）。

##### (1) 経営自己評価の概要

① 経営改善の目標の達成に向け、計画どおりに取り組んでいるか。

計画どおり	ほぼ計画どおり	更なる努力が必要
22 団体 (38.6%)	33 団体 (57.9%)	2 団体 (3.5%)

② 平成 24 年度決算において、財務状況は前期と比較して改善しているか。

改善	変化なし	悪化
35 団体 (61.4%)	20 団体 (35.1%)	2 団体 (3.5%)

③ 総合的に判断し、経営状況は前期と比較して良くなっているか。

良化	横ばい	悪化
29 団体 (50.9%)	28 団体 (49.1%)	0 団体 (0%)

##### (2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

平成 24 年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は、平成 23 年度決算における 31 団体より 5 団体増加し、36 団体となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は、平成 23 年度決算における 23 団体より 5 団体減少し、18 団体となっています。

	当期正味財産の増又は 当期利益を計上している団体		当期正味財産の減又は 当期損失を計上している団体	
	団体数	金額	団体数	金額
平成 24 年度	36 団体	7,496 百万円	18 団体	2,929 百万円
平成 23 年度	31 団体	7,592 百万円	23 団体	5,137 百万円

※ 当期利益が 0 円の団体（1 団体）及び正味財産計算書を作成していない団体（2 団体）を除いて集計。

#### 2 経営基盤の確立

##### (1) 新公益法人制度への対応

特例民法法人においては、新公益法人制度における公社等の在り方の検討と着実な移行作業の推進に努めることとしています。

公益法人へ移行（又は予定）	一般法人へ移行（又は予定）	移行申請を行わない	未定
23 団体	11 団体	2 団体	0 団体

##### (2) 役職員数及び報酬・給与の適正化

平成 25 年 3 月 31 日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は 88 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 1 人、県退職者は 58 人となっています。

また、常勤職員数は1,356人となっており、そのうち県からの派遣職員は15人、県退職者は116人となっています。

① 常勤役員数

平成 24 年 3 月 31 日現在			平成 25 年 3 月 31 日現在		
総 数	県職員	県退職者	総 数	県職員	県退職者
89 人	1 人	59 人	88 人	1 人	58 人

② 常勤職員数

平成 24 年 3 月 31 日現在			平成 25 年 3 月 31 日現在		
総 数	県職員	県退職者	総 数	県職員	県退職者
1,355 人	13 人	104 人	1,356 人	15 人	116 人

なお、県の出資割合が25%以上の団体にあつては、常勤役職員の平均給与額を団体改革計画表に記載しています（「VI 平成 23 年度公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」を参照）。

(3) 事務事業の見直し等

各団体は、経営基盤の確立に向け、事務事業の見直し等に取り組むこととしています。それぞれの取組内容等については団体改革計画表に記載しています（「VI 平成 24 年度公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めていますが、登用の状況は次のとおりです。

登用済み	検討中	予定なし
40 団体	6 団体	11 団体

(2) 監事・監査役への適任者の選任

監事・監査役の選任にあたっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めていますが、選任の状況は次のとおりです。

選任済み	検討中	予定なし
36 団体	5 団体	16 団体

(3) 経営評価体制の整備

団体独自の経営評価を行う体制をとっているか否かについては、次のとおりです。

整備済み	検討中	予定なし
32 団体	13 団体	12 団体

4 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネット等を活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めていますが、平成 24 年 3 月 31 日現在の公開の状況は次のとおりです。

実施済み	検討中	予定なし
49 団体	8 団体	0 団体

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上、かつ、団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」

に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センター・コーナーで閲覧することができます。

## 5 統廃合等の計画的な実施

平成 24 年度は、(社)宮城県漁業無線公社、(財)七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団及び(財)宮城県文化財保護協会の解散が決定しました。

また、(社)宮城県配合飼料価格安定基金協会及び(一財)宮城県建築住宅センターが一般社団法人への移行に伴い出資金相当額が県へ返還または寄附がされ、県との出資関係が解消されました。

なお、(財)石巻湾漁業振興基金及び(財)仙台湾漁業振興基金の平成 25 年度中の解散が予定されています。

## IV 第三期計画の進行管理

### 1 行政改革推進本部における進行管理

平成 24 年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、平成 25 年 8 月 5 日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

### 2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

平成 24 年度の公社等外郭団体総合調整委員会では下記の付議事項について審議を行いました。

付議事項	団体名等	日付
公社等の管理運営に関する重要な事項について	宮城県住宅供給公社	H24. 8. 6
公社等への出資の適否について	(一社)宮城県建築住宅センター	H24. 8. 6
公社等の解散の適否について	(財)七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	H24. 10. 15
公社等の解散の適否について	(社)宮城県漁業無線公社 (財)宮城県文化財保護協会	H25. 2. 4
公社等外郭団体への県職員派遣の適否について	(公財)みやぎ産業振興機構 (社)宮城県国際経済振興協会 (公社)宮城県体育協会	H25. 2. 4
公社等外郭団体への出資の適否について	(社)宮城県配合飼料価格安定基金協会	H25. 3. 18

### 3 公社等の自己管理等

公社等は、自ら設定した経営改善目標の達成に向けて実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を踏まえた今後の取組計画について団体改革計画表を作成し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。

また、改善支援団体にあつては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

### 4 公表について

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】



参考 公社等外郭団体一覧【平成 24 年度指定 60 団体】 (H24.4.1 現在)

1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの(42 団体)

宮城県土地開発公社  
 仙台臨海鉄道株式会社  
 阿武隈急行株式会社  
 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団  
 公益財団法人宮城県環境事業公社  
 公益財団法人宮城県文化振興財団  
 公益財団法人慶長遣欧使節船協会  
 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会  
 財団法人宮城県腎臓協会  
 公益財団法人みやぎ産業振興機構  
 株式会社テクノプラザみやぎ  
 宮城県信用保証協会  
 公益財団法人宮城県国際化協会  
 財団法人みやぎ産業交流センター  
 株式会社仙台港貿易促進センター  
 宮城県漁業信用基金協会  
 社団法人宮城県農業公社  
 財団法人翠生農学振興会  
 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会  
 社団法人宮城県畜産協会  
 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会  
 財団法人みやぎ林業活性化基金  
 社団法人宮城県林業公社  
 社団法人宮城県漁業無線公社<sup>※1</sup>  
 公益社団法人宮城県建設センター  
 財団法人みやぎ建設総合センター  
 宮城県道路公社  
 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団<sup>※1</sup>  
 財団法人宮城県フェリー埠頭公社  
 財団法人石巻湾漁業振興基金  
 財団法人仙台湾漁業振興基金  
 宮城県開発株式会社  
 塩釜港開発株式会社  
 仙台空港鉄道株式会社  
 仙台空港ビル株式会社  
 仙台エアカーゴターミナル株式会社  
 財団法人宮城県下水道公社  
 宮城県住宅供給公社  
 一般財団法人宮城県建築住宅センター  
 財団法人宮城県スポーツ振興財団  
 公益財団法人宮城県体育協会  
 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最大出資者となっているもの(該当なし)

(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1以上のもの(13 団体)

財団法人東北自治研修所  
 社団法人宮城県危険物安全協会連合会  
 財団法人宮城県生活衛生営業指導センター  
 財団法人宮城県地域医療情報センター  
 一般社団法人宮城県計量協会  
 宮城県商工会連合会  
 社団法人宮城県トラック協会  
 宮城県職業能力開発協会  
 公益社団法人宮城県観光連盟  
 社団法人宮城県国際経済振興協会  
 宮城県農業会議  
 財団法人宮城県水産公社  
 社団法人宮城県交通安全協会

(3) 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの(1 団体)

財団法人宮城県文化財保護協会<sup>※1</sup>

(4) 県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度から公社等外郭団体に指定するもの(4 団体)

株式会社インテリジェント・コスモス研究機構  
 宮城県農業信用基金協会  
 社団法人宮城県物産振興協会<sup>※2</sup>  
 宮城県土地改良事業団体連合会

《対象60 団体》

公益財団法人	7 団体
公益社団法人	2 団体
一般財団法人	1 団体
一般社団法人	1 団体
財団法人	17 団体
社団法人	11 団体
特殊法人	10 団体
社会福祉法人	1 団体
株式会社	10 団体

※1 平成 24 年度中に解散

※2 平成 24 年度中に公益社団法人に移行